2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和７・８・９年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において業種区分が「物品の販売」又は「物品の製造」で「A」又は「B」等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当該参加資格審査を受けていない者で、競争参加資格審査申請書を提出し、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に登載され、当該等級に格付けされた者であること。
⑷　各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
⑹　ガス事業法第３条の規定に基づきガス小売事業の登録を受けている者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
　〒460―8520 愛知県名古屋市中区三の丸３－３－２　名古屋国税局総務部会計課経費第一係
　ただし、入札説明書は「調達ポータル」を利用して入手することができる。
⑵　入札説明書の交付方法　随時交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　実施しない。
⑷　証明書等の受領期限　令和８年１月13日16時00分
⑸　入札書の受領期限　令和８年１月14日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和８年１月15日10時00分　名古屋国税総合庁舎地下一階入札室
4　調達ポータルの利用
　本件は、調達ポータルを利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、紙による入札書の提出も可とする。
5　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加のために必要な書類をそれぞれの受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　入札書の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所のとおり。
⑼　問い合わせ先　名古屋国税局総務部会計課経費第一係　古池　勁太　電話052―971―2078
⑽　その他　詳細は入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KURODA Tetsuya, Deputy Assistant Regional Commissioner (Management and Coordination). Nagoya Regional Taxation Bureau.
⑵　Classification of the services to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Gas used in 25 office buildings Estimated annual consumption 619,910 cubic meters.
⑷　Delivery period : From the next day March of meter reading date, 2026 through March of meter reading date, 2027.
⑸　Delivery place : Refer to the tender explanation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;
(a)　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
(b)　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
(c)　have Grade “A” or “B” in manufacturing or selling in the Toukai-Hokuriku district, in terms of the qualification for participating in tenders related to Ministry of Finance (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
(d)　have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity).
(e)　a person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.
(f)　have registered in accordance with article 3 of the Gas Utilities Industry Law.
⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　14 January 2026.
⑻　Other : For details concerning this tender, Refer to the Tender explanation.
⑼　Contact point for the notice : KOIKE Keita Procurement Section, Management and Coordination, Nagoya Regional Taxation Bureau, 3―3―2, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya city, Aichi, 460―8520, Japan. TEL 052―971―2078

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年11月21日
支出負担行為担当官
　沖縄国税事務所総務担当次長　山里　　崇
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　47
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　沖縄国税総合庁舎等５施設で使用する電気の購入
　契約電力　581キロワット
　予定使用電力量　961,300キロワット
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　供給期間　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札金額は、各者において設定する契約電力に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとし、小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、当所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
　なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
　なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。